

交 通 費 支 給 規 程

規程の趣旨

日本橋支部の役員、顧問、相談役又は支部長の指名した税理士会員（以下「役員等」という。）が業務の遂行に関する行事(以下「会議等」という)に出席した場合は、次のとおり交通費を支給する。

（平成 26.4.22 変更）

第 1 条 会議等に出席した場合、役員等の事務所所在地を起点として 1 往復を単位として 2,000 円を支給する。

（平成 26.4.22 変更）（令和 6.6.5 変更）

第 2 条 前条の会議等とは別途細則に規定する会議等をいう。

（平成 26.4.22 新設）

第 3 条 同一の日に 2 以上の会議、その他の業務につくときは、当該追加会議ごとに 2,000 円の交通費を加算して支給する。ただし特に交通機関を利用することなく移動できる範囲内の地域については、この限りではない。

また、会議の主催者から支給される場合には支給しない。

（平成 26.4.22 新設）（令和 6.6.5 変更）

第 4 条 日本橋支部を代表して弔事に関し出席した場合は、5,000 円を支給する。

（平成 26.4.22 旧 2.繰り下げ）（令和 6.6.5 変更）

附 則

この規程は、平成 23 年 9 月 21 日から適用する。

附 則 （平成 26 年 4 月 22 日改正）

この改正規定は、平成 26 年 4 月 22 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日に始まる事業年度から適用する。

附 則 （令和 6 年 6 月 5 日改正）

この改正規定は、令和 6 年 6 月 5 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日に始まる事業年度から適用する。

交通費支給規程細則

第1条 交通費支給規程第2条に規定する会議等とは以下の各号に定める会議等をいう。

1. 幹事会及び執行部会
2. 新入会員業務説明会
3. ブロック会議
4. 京橋支部定期総会懇親会
5. 京橋支部賀詞交歓会
6. 公認会計士協会中央会定期総会
7. 税理士桜友会日本橋支部総会
8. 税理士桜友会日本橋支部賀詞交歓会
9. 中央都税事務所と日本橋・京橋支部との税務懇談会
10. 東京青年税理士連盟中央部会定期総会
11. 税務功労者感謝状贈呈式
12. 中央区租税教育推進協議会定期総会
13. 日本橋税務懇話会
14. 署との拡大定例連絡会
15. 署との定例連絡会
16. 日本橋納税貯蓄組合連合会総会
17. 日本橋優申会定期総会
18. 日本橋青色申告会定期総会
19. 日本橋法人会定期総会
20. 日本橋間税会定期総会
21. 日本政策金融公庫との支部役員懇談会
22. 研修部開催研修会実施日における受付・会場案内・司会等（支給対象者は実施担当者に限る）
23. 研修部税理士雑談室（支給対象者は室長に限る）
24. 研修会開催に当たっての準備業務
25. 広報部による広報誌校正会議及び編集会議
26. 厚生部開催ゴルフ大会及びボーリング大会（支給対象者は大会担当者に限る）
27. 経理部による監査実施
28. 綱紀監察部による署との綱紀監察会議
29. 税務支援対策部による税を考える週間無料相談8団体会議
30. 税務支援対策部による確定申告無料相談関係会議
31. 情報システム委員会開催電子申告普及活動実施
32. 中央地区税務協議会 e・T a x ・ e L T A X 部会
33. 支部長命による特定業務（支給対象者は従事役員）
34. 各部・各委員会会議

以上

附 則

この細則は、平成26年4月22日から施行し、平成26年度4月1日に始まる事業年度から適用する。